

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、社訓「正直を以て宗とすること 信用を重んずること 和を以て尊しとなすこと」を経営の根幹に置き、「缶詰は中身が見えないからこそ正直者がつくらなければならない」という信念のもと、遵法精神に基づき誠実で透明性の高い会社運営を実践して参りました。

今後も効率的な経営によって企業価値の最大化を図り、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備するとともに、企業の持続的な発展のために不可欠なコンプライアンス体制の整備や、環境保全活動、地域・社会貢献活動などに取り組み、顧客、株主、取引先、社員、地域・社会の人々から信頼と満足を得られる魅力ある企業づくりを進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】更新【補充原則3-1-2】

当社では、機関投資家や海外投資家等の比率が相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後株主構成に変化があった場合には実施を検討してまいります。

【補充原則4-8-2】

当社は、社外役員、常勤監査役、代表取締役を構成員とするミーティングや、社外役員に対して事業責任者が各事業の進捗について報告するミーティングを定期的に開催し、情報共有を適宜行っております。筆頭独立社外取締役の設置に関しましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-1】

当社では、取締役の選任基準は定めておりますが、取締役会全体の多様性や規模に関する具体的な定めはしておりません。今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、新任となる役員に対し、外部研修等の受講の推奨や当社への理解を深めてもらうための研修等を実施しております。体系的なトレーニング方針の策定および開示に関しましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

1. 当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、当社グループの継続的な発展や中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を保有します。
2. 取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、前項に基づいて保有する意義を検証し、意義が乏しいと判断される銘柄は、市場への影響等に配慮しつつ売却します。
3. 政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで、適切に行使します。

【原則1-7】

当社では、当社取締役との間で競業取引または利益相反取引を行う場合には、取締役会規則に則り、当社取締役会にて承認することとしております。また、当社は親会社であるキュービー株式会社と製品の売買等の取引を行っていますが、製品の販売価格につきましては、一般の取引価格と同様、当社の見積価格および市場価格を勘案し都度協議の上決定しており、少数株主の利益を害することのないようにしております。

【原則3-1】

1. 当社グループの理念・経営計画は、当社ホームページにて開示しています。

・グループの理念

https://www.aohata.co.jp/ci001_company/outline/index.html

・経営計画

https://www.aohata.co.jp/ci002_ir/manage/index.html

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
3. 取締役・監査役報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。
4. 役員を選任を行うに当たっての方針と手続きは、以下のとおりです。

＜取締役候補者選任方針＞

取締役候補者の選任については、以下の基準を定め、その責務を果し得る人物を候補者として選任する。

(業務執行取締役)

- (1)当社の理念を尊重し、その価値を体現できること
- (2)当社グループの経営の方向付けに資する客観的経営判断能力と業務執行能力に優れていること
- (3)当社グループの事業についての豊富な知見を有していること

(非業務執行取締役)

- (1)法曹、経営、海外、人材活用、CSR等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
- (2)当社の理念、事業に高い関心を持ち、適時適切に社内取締役に対する意見表明や指導・助言、監督を行う能力を有すること
- (3)非業務執行取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

＜監査役候補者選任方針＞

監査役候補者の選任については、以下の基準を定め、その責務を果し得る人物を候補者として選任する。

(社内監査役)

- (1)当社の理念を尊重し、その価値を体現できること

- (2)公正不偏の立場を保持し、監査業務を遂行できる能力を有していること
- (3)当社グループの業務全般を把握し、経営課題を提起できること
(非常勤監査役、社外監査役)
- (1)法曹、経営、会計、海外、人材活用、CSR等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
- (2)当社の理念、事業に高い関心を持ち、客観的・公正な視点で取締役に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること
- (3)非常勤監査役、社外監査役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

<役員候補者の選任手続き>

役員を選任は、取締役会で候補者を推薦し、株主総会の決議により決定する。ただし、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

5. 社外役員候補者の指名理由につきましては、本報告書の「2. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」、「監査役関係】会社との関係(2)」および「株主総会招集ご通知」に記載しています。また、社内出身の役員候補者の指名理由につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載しています。
https://www.aohata.co.jp/ci002_ir/meeting/index.html

【補充原則4-1-1】

当社では、当社取締役会においては法定決議事項に加えて中長期の計画等について決議を行い、個別の投資案件等については金額基準等に応じて各取締役や執行役員、部署長に権限を委譲し、意思決定スピードの迅速化をはかっています。

【原則4-9】

当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書の「2. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当社取締役および監査役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」に記載のとおりです。

https://www.aohata.co.jp/ci002_ir/meeting/index.html

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、平成29年11月期の取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しました。

1. 分析・評価の方法

「取締役会および関連する機関の設計・構成・運用」、「取締役(会)の使命・役割・責務」等の項目について社外役員を含む全役員にアンケートを実施し、その結果に基づいて取締役会でレビューをおこないました。

2. 分析・評価の結果の概要の開示

レビューの結果、当社取締役会は全体としての取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。

分析結果の概要と今後の課題は以下の通りです。

- (1)基本的なガバナンス体制の構築は成されており、各取締役は透明性の高い業務報告を実行し、取締役会は各取締役の業務執行の監督を適切に行なっている。
- (2)取締役会以外の任意のミーティングを適宜開催し社外役員への情報提供を充実させてきたことにより、社外役員が積極的に発言できる環境が従来以上に整ってきている。
- (3)取締役会において中長期の計画や将来のビジョンについて議論する時間を設けたことで、社外役員の知見を計画策定に活かすことができている。
- (4)取締役会における議論をより深めるため、会議運営の一層の充実をはかる必要がある。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主と当社との相互の信頼関係が重要であると認識し、株主と建設的な対話を行います。また、株主との対話にあたり、次の方針を基本とします。

- 1. IR担当部署である総務部を管掌する取締役をIR総括担当とする。
- 2. 株主との対話にあたっては、総務部、経営管理部、経営企画部が日常的に連携を図り、関係部署からの情報収集と経営陣との共有を行う。
- 3. 総務部および経営企画部が積極的に個別面談に対応するとともに、中間・期末決算の発表時に記者発表を行う。
- 4. 対話を通して把握した株主や投資家からの意見等は、都度取締役・執行役員と共有する。さらに、定期的に取締役会で報告を行い、今後の経営に活かすように努める。
- 5. 情報管理については、社内規程にてインサイダー取引防止規程を定め、繰り返し啓蒙するなど、インサイダー情報に関する役員・従業員の意識を高める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キューピー株式会社	3,687,536	45.57
株式会社中島董商店	714,262	8.83
アヲハタ持株会	289,800	3.58
株式会社ユー商会	200,000	2.47
廿日出 多真夫	140,000	1.73
東洋製罐グループホールディングス株式会社	106,000	1.31
廿日出 郁夫	83,447	1.03
株式会社広島銀行	44,000	0.54
三井住友海上火災保険株式会社	35,000	0.43
三井住友信託銀行株式会社	35,000	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	キューピー株式会社(上場:東京)(コード)2809
--------	---------------------------

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるキューピー株式会社およびそのグループ会社との取引につきましては、一般の取引先と同様、市場価格等を勘案し都度協議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう取引をおこなってまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
角川 晴彦	他の会社の出身者													
石野 洋子	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角川 晴彦	○	上記適合項目に加え、当社の定める社外取締役の独立性基準にも該当しておらず、当社の一般株主との利益相反が生じる恐れはありません。	当社と利害関係がなく高い独立性を有しているため一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、かつ経営者としての豊富な経験とマーケティングに関する幅広い知識・見識をお持ちであることから、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただくために独立役員として選任しております。
石野 洋子	○	上記適合項目に加え、当社の定める社外取締役の独立性基準にも該当しておらず、当社の一般株主との利益相反が生じる恐れはありません。	当社と利害関係がなく高い独立性を有しているため一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、かつ大学教授としての技術経営分野における幅広い知識・見識をお持ちであることから、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただくために独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし
-------------------	----

任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人による監査に立ち会う他、会計監査人から監査計画および監査結果について報告および説明を受け、情報交換をおこなうなど、連携をはかっています。

(会計監査人に関する補足説明)
・会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
・監査報酬の内容(前事業年度)
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 32百万円

監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査につきましては、当社グループ全体を対象として、監査役と内部監査室(2名)が協力して監査を担当しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松居 智子	弁護士													
神田 憲樹	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松居 智子	○	——	当社と利害関係がなく高い独立性を有しているため一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、かつ弁護士としての長年にわたる経験をお持ちであることから、経営監視機能の客観性・中立性を確保し、経営全般に対する助言・意見をいただくために独立役員として選任しております。
			経理部門における長年の経験を有しており、

神田 憲樹	当社第2位の大株主である株式会社中国重商店の取締役を兼務しております。	財務および会計に関する幅広い知識を有していることから、経営監視機能の客観性・中立性を確保し、経営全般に対する助言・意見をいただくために社外役員として選任しております。
-------	-------------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
また当社は、会社法に定める社外取締役の独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、以下の各号の該当の有無を確認の上、独立性を判断しております。

- (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(※1)
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者である者(※2)
- (3) 当社グループの主要な得意先またはその業務執行者である者(※3)
- (4) 当社グループの主要な借入先の業務執行者である者(※4)
- (5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (6) 当社から役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (7) 当社グループから1事業年度当たり1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者である者
- (8) 過去3事業年度において、上記(1)から(7)のいずれかに該当していた者
- (9) 上記(1)から(8)のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または2親等以内の親族(※5)
- (10) 前各号の他、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由

- ※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
 ※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた取引先をいう。
 ※3 当社グループの主要な得意先とは、当社の連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループに行っている得意先をいう。
 ※4 当社グループの主要な借入先とは、当社の事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先をいう。
 ※5 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員および本部長以上の者、またはこれらに準ずる役職者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、月額報酬と業績連動賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

開示手段 有価証券報告書、株主総会招集通知(事業報告)
 開示状況 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

前連結会計年度(平成28年12月1日～平成29年11月30日)における役員報酬の内容
 ・取締役の年間報酬総額104百万円(うち社外取締役 13百万円)
 ・監査役の年間報酬総額 17百万円(うち社外監査役 4百万円)

- (注) 1. 取締役の年間報酬総額には、使用人兼務役員の使用人としての報酬が含まれておりません。
 2. 報酬等の額には以下のものが含まれております。
 ・当該事業年度に係る役員賞与 8百万円(取締役3名に対し8百万円)

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬は、月額報酬と業績連動賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としています。
2. 業績連動賞与は役位に応じ、連結営業利益、担当部門や各自の目標達成度を指標として金額を算定し、インセンティブ効果を高めるため、次とおり運用をおこなっています。
 - (1)単年度の業績に基づくもの
職位により、担当部門や各自の目標達成度よりも連結営業利益のウェイトを高め、利益結果により決定される配分とする。
 - (2)中期経営計画の目標数値を達成した場合のインセンティブについて
中期経営計画に掲げた目標数値を達成したときは、指標、係数をもとに業績連動賞与へ加算する。
3. 業績連動賞与の算定方針については、社外取締役・社外監査役に意見を伺い、透明性・公平性を高めるものとします。
4. 非業務執行取締役、監査役の報酬は個別に決定し、業績連動賞与の支給はないものとします。
5. 会社の業績が著しく低下し、もしくは第18条及び第19条に抵触したときは取締役会の決議により減額することがあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、会社の経営状況に関する資料を毎月定期的に送付するとともに、取締役会の重要議題については、事前説明のため資料の事前配布をおこなっております。

なお、社外取締役および社外監査役を補助する専任の担当部署または担当者は設置しておりません。ただし、社外監査役を含め監査役は職務の執行に必要な場合は、適宜、使用人に監査役の職務の遂行の補助を委嘱することとし、また、監査役より監査業務の補助に関する委嘱を受けた使用人は、その委嘱事項に関して、取締役および上司等の指揮命令その他の制約を受けず、従来の業務に優先して監査業務の補助を行うこととしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
廿日出多真夫	顧問	会社の業務全般および重要事項への助言	非常勤 報酬有	1999/01/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新** 1名

その他の事項 **更新**

- ・顧問の選任につきましては、当社定款に則り、当社取締役会の決議事項となっております。
- ・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(業務執行)

取締役会は、経営の基本方針と戦略の決定等業務執行に関する重要事項を決定し、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。常勤取締役会は、取締役会の付議事項の事前審議、当社グループの業務執行の決定および業務執行の統制・監督を行う機関で、毎月1回以上開催しております。また、グループ経営執行会議は、当社グループの経営執行上の重要な戦略、方針、課題等を審議する機関で、毎月1回以上開催しております。

(監査・監督)

取締役会が取締役の業務執行を監督し、監査役会が業務執行の監査を行っております。監査役監査につきましては、監査方針および監査計画等に従い、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、業務および財産の状況の調査などを実施して、取締役の職務につき厳正な監査を行っております。なお、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催するとともに、監査法人からは監査計画および監査結果について報告および説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。

(会計監査人)

会計監査人である新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な会計監査を受けるとともに、通常の会計監査の一環として経営および組織的な問題等において適宜アドバイスを受けております。なお、新日本有限責任監査法人およびその業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

平成29年11月期において業務を執行した公認会計士は次の2名(継続監査年数は、2名とも7年以内)であり、その補助者として公認会計士13名とその他13名がおり合計28名が同期の会計監査業務に携わっております。

指定有限責任社員・業務執行社員 福井 聡
指定有限責任社員・業務執行社員 佐久間 佳之

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会は当社事業に精通した人材を中心として構成することが最適であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。社外からの監査機能という観点では、社外監査役2名による客観的かつ中立的な監査を実施しており、経営監視機能の面においても十分に機

能する体制を構築しております。また、2名の独立社外取締役を選任し、当社と利害関係のない独立した立場からの意見を十分に経営に反映できる体制を構築しております。

以上により、当社の事業特性と規模から、企業統治の効率性と監督機能が担保される最適の体制であると判断し、本制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年11月期の定時株主総会招集通知は、総会日の17日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年11月期の定時株主総会は、平成30年2月23日に開催いたしました。
その他	自社ホームページおよび東京証券取引所のホームページにおいて招集通知の発送前開示を行いました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	(1)IRに関するURL http://www.aohata.co.jp/ci002_ir/index.html (2)ホームページにおいて掲載している投資者向け情報 ・決算情報および決算情報以外の適時開示資料 ・財務情報(売上高、経常利益等の推移) ・有価証券報告書・四半期報告書(EDINETへのリンク) ・経営方針 ・株主優待制度 ・株主総会情報 など	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名: 総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アヲハタ行動規範」において、お客様、株主、取引先、従業員、地域・社会などのステークホルダーとの関係について言及しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ全事業所において、環境マネジメントシステムに関する国際規格「ISO14001」を認証取得しております。また、当社グループの環境保全への姿勢と取り組みおよびCSR活動の状況については、「アヲハタグループレポート」にとりまとめ、公開しております。 (https://www.aohata.co.jp/ci001_company/measures/environment.html)
その他	(女性の活躍推進に関して) 当社の取締役および監査役の人数は13名であり、その男女別内訳は男性11名、女性2名となっております。 女性のさらなる活躍の支援は重要課題として認識しており、総労働時間の削減や多様な働き方・ワークライフバランスの推進を方針として掲げるとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、活動をおこなっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社（以下、「当社グループ」といいます）は、効率的な経営によって企業価値の最大化を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備するとともに、企業の持続的な発展のために不可欠なコンプライアンス体制の整備や、環境保全活動、地域・社会貢献活動などに取り組み、お客様、株主様、お取引先様、役職員、地域・社会の方々から信頼と満足を得られる魅力ある企業づくりを進めてまいりました。当社グループの内部統制システムについて一層の改善を図るために、以下の項目について決議しております。

1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、社訓「正直 信用 和」を経営の根幹に置き、「缶詰は中身が見えないからこそ正直者がつくらなければならない」という信念のもと違法経営に徹しており、この経営理念に根差した倫理観、価値観と遵法精神に基づく企業風土を醸成している。取締役は経営判断においてもこの企業風土を尊重しなければならない。
- (b) 当社は、機会あるごとに法令遵守や公正な会社運営の徹底を図っているが、役職員一人ひとりがより確実に実行できるようにするため「アヲハタ行動規範」を制定し、取締役はこれを遵守する。
- (c) 取締役会については取締役会規則により、毎月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。また、必要に応じて外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 取締役は、その職務の執行に係る次の文書（電磁的記録を含む）およびその関連資料等について、それぞれの担当職務に従い、会社情報取扱規程および書類取扱規程等の社内規程に基づいて適切に保管・管理する。
- ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・常勤取締役会、グループ経営執行会議、その他の重要会議議事録
 - ・計算書類、連結計算書類
 - ・取締役を決策者とする決裁起案書
 - ・その他、取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (b) 取締役および監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- (c) 「情報セキュリティ方針書」に則り、担当取締役を統括責任者とする情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティを維持するための当社グループ全体のマネジメント体制を整備する。

3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理規程を制定し、当社代表取締役を委員長とするリスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理するとともに、危機管理マニュアルを作成し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 組織規程および業務分掌規程を制定するとともに、決裁基準表を定め、それぞれの責任範囲と決裁手続を明確にすることにより、適正かつ効率的に職務が行われる体制を整備する。
- (b) 連結ベースの中期経営計画および目標経営指標を策定し、当社グループ全体で共有化する。また、当社間接部門が当社子会社の間接部門をサポートする体制を構築するとともに、当社子会社の資金調達の効率化のため、キャッシュ・マネジメント・システムを採用する。
- (c) 当社グループおよび各部門間の有効な連携を確保するため、全社的な重要事項について審議・検討するグループ経営執行会議を有効活用し、迅速な意思決定と機動的な業務執行を図る。

5) 当社子会社の取締役等および当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの役職員が法令・定款および社訓・社是を遵守した行動をとるための「アヲハタ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。また、法令・定款等に適合した企業行動・組織運営を行うための体制を整備するため、コンプライアンス規程を制定し、当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会において当社グループ全体のコンプライアンスへの取り組みを推進し、当社グループの役職員に対するコンプライアンス教育を行う。
- (b) 当社グループのコンプライアンス上の問題の未然防止および早期発見と適正な処置を行うため、内部通報制度「アヲハタグループ コンプライアンス110番」を設け、通報・相談窓口を社内と社外に複数設置することにより、情報の確保と適切かつ迅速な対応に努める。
- (c) 当社の内部監査部門は、当社子会社に対しても内部監査を行い、当社子会社の職務執行が法令および定款に適合していることを確認する。

6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (a) 当社子会社各社に対し、当社取締役から責任担当を定め、各子会社の代表取締役または取締役として各子会社の取締役会に出席し、各子会社の取締役の職務の執行についての報告を受ける。
- (b) 当社子会社各社が経営上の重要事項に関して決議する場合、決裁基準表に基づき、責任担当である当社取締役が事前の審査を行う。

7) 当社グループならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ経営執行会議は、当社グループの経営執行上の重要な戦略、方針、課題を審議し、全体最適化の視点から方向付けを行う。また、グループ経営合同会議は、当社グループの経営執行上の重要な経営方針、戦略、課題を共有するための情報伝達を行う。
- (b) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、経営理念や行動規範をグループ共通のものとするとともに、コンプライアンス、リスク管理に関する社内体制および規程等については、当社グループ全体を対象として組織横断的に運用・管理を行う。
- (c) 「内部統制運用規程」に則り、当社代表取締役を委員長とする内部統制委員会を開催し、内部統制の整備および運用に必要な情報を収集する。
- (d) 当社は親会社であるキューピー株式会社の企業集団に属しており、連結経営目標を共有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンスに関する情報交換を緊密に行っているが、一方で当社は東京証券取引所上場企業であり、独自の企業グループを構成しているため、内部統制システムに関しても当社グループ独自の体制を構築している。

8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合は、使用人に監査役の職務の遂行の補助を委嘱することができる。

9) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助に関する委嘱を受けた使用人は、その委嘱事項に関して、取締役および上司等の指揮命令その他の制約を受けない。また、当該使用人は、従来の業務に優先して監査業務の補助を行うものとする。

10) 当社グループの取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(a) 監査役は当社グループの取締役会およびその他の重要な会議体に出席する権限を有し、当社グループの取締役および使用人は、当該会議においてその担当する業務の執行状況等に関する報告を行う。

(b) 当社グループの取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項を監査役に対し随時報告する。また、監査役から当社グループの業務および財産の状況に関する報告を求められた場合は、要請に応じて速やかに報告を行う。

- ・株主総会に付議される決議議案の内容
- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・経営状況に関する重要な事項
- ・内部通報制度の運用状況および通報内容
- ・その他、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項

(c) 「内部通報等の取り扱いに関する規程」を制定し、当社グループにおいて、内部通報者が正当に通報・相談したことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、自らの職務の執行について、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。また、監査役より当該費用の前払請求があった場合には、必要性の判断を行った後、対応するものとする。

12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社代表取締役は監査役会に対して、業務執行取締役および重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を提供する。

(b) 監査役は、当社代表取締役と定期的に意見交換会を開催するとともに、監査法人からは監査計画および監査結果について報告および説明を受け、情報交換を行うなど連携を図る。また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの内部統制に関する社内組織および内部監査部門は、監査役監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

当社は、社会的責任および企業防衛の観点から、反社会的勢力および団体とは一切の関係を持ちません。

この方針を役員・従業員に周知徹底し、実践するために「アヲハタ行動規範」の中で、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持ちません。」と定めております。

また、反社会的勢力からの接触・不当要求に対しては、警察および顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨みます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

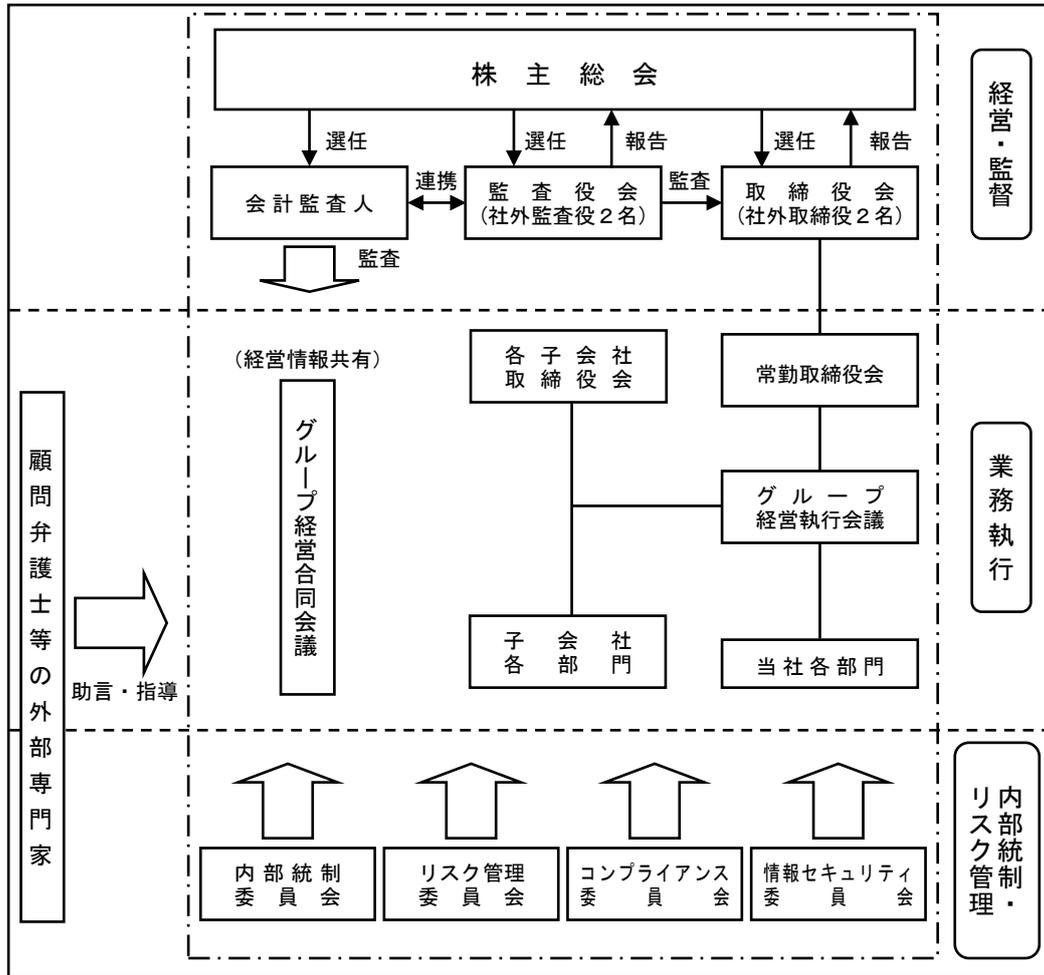
該当項目に関する補足説明

当社は、現時点において、いわゆる「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
しかし、当社としては、当社株式の取引や「株主の異動状況」を常に注視するとともに、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合に、それが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものでないと判断したときは、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

なお、当社は、今後も効率的な経営によって企業価値の最大化を図り、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備するとともに、企業の持続的な発展のために不可欠なコンプライアンス体制の整備や、環境保全活動、地域・社会貢献活動などに取り組み、顧客、株主、取引先、社員、地域・社会の方々から信頼と満足を得られる魅力ある企業づくりを進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)



適時開示体制の概要(模式図)

【決定事実・発生事実および決算情報】

